

# 令和3年度 事業系一般廃棄物搬入許可申請について

— 可燃物・不燃物搬入許可申請のお知らせ —

## ☆全ての事業者が対象です

山口市内に所在する店舗や事務所等から排出される事業系一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設に持ち込んで処理しようとする場合は、「山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第14条第1項の規定に基づき、あらかじめ市長の許可を得る必要があります。

また、収集運搬業者に廃棄物の処理を委託される場合も排出元である事業者が許可を得る必要があります。同封の許可申請書により手続きをお願いいたします。

## ☆許可証の提示

事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入される場合は、処理施設の計量窓口で許可証を提示する必要があります。

また、収集運搬業者に廃棄物処理を委託しておられる事業者の方は、許可証の写しを契約している収集運搬業者に渡してください。

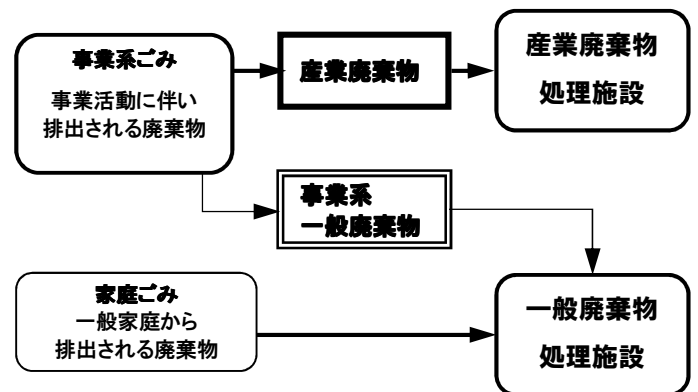
## ☆事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいいます。

可燃物の例として、生ごみ・リサイクル出来ない紙類・木くず・繊維くずなどがあげられます。

(ただし、業種によっては産業廃棄物になりますので別冊の「事業系ごみの分け方・出し方」をご確認ください。)

※市の施設は一般廃棄物の処理施設ですので、産業廃棄物の搬入はお断りさせていただきます。



## ☆事業系一般廃棄物の減量への取り組み

山口市では、市内で発生する1人あたりのごみの発生量が全国平均と比較すると1割程度多く、ごみの減量・資源化が重要課題となっています。市では、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指し、ごみの発生や排出の抑制、資源ごみの分別・資源化に取り組んでいるところです。

「焼却」や「埋め立て」といった従来の処理方法から、分別・リサイクルによる資源の有効活用を推進し、環境負荷の低減を図るとともにごみの減量化を進めていますので、御理解と御協力をお願いいたします。

## ☆蛍光管の受入はできません

事業所から廃棄される蛍光管は産業廃棄物として適正に処理してください。産業廃棄物の処理については山口環境保健所(083-934-2536)、その他ごみの分別・出し方については資源循環推進課(083-941-2185)へお問い合わせください。

## ☆利用できる施設及び許可申請書提出先

廃棄物を排出（積み込み）する場所（地域）によって利用できる施設が異なりますので注意してください。

区分・提出先 排出(積込)場所	可燃物 ※ リサイクル可能な <u>紙ごみ</u> の搬入を制限	不燃物 ※ 産業廃棄物は搬入できません	申請書提出先
山口地域	清掃工場	不燃物中間処理センター	<b>★直接申請書を提出する場合</b> ・環境施設課 ・資源循環推進課 ・環境衛生課南部衛生担当 （小郡総合支所内） ・秋穂総合支所地域振興課 ・阿知須清掃センター ・阿知須総合支所地域振興課 ・徳地総合支所地域振興課 （2階） ・阿東総合支所地域振興課
小郡地域			
秋穂地域			
徳地地域			
阿知須地域	清掃工場 阿知須清掃センター （パッカー車は不可）	不燃物中間処理センター 阿知須清掃センター ※搬入できない品目があります。	
阿東地域	清掃工場 阿東クリーンセンター （可燃性粗大ごみのみ）	阿東クリーンセンター 不燃物中間処理センター	<b>★郵送の場合</b> 〒753-0214 山口市大内御堀 496 番地 山口市環境施設課 宛

## ☆積荷の検査

市では、資源化への誘導と適正な廃棄物処理を行うため、搬入される事業ごみについて、積荷検査を実施しています。事業者の方には、お時間を頂くようになりますが、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、検査記録作成のため搬入車両並びに積荷の撮影を行いますので、御了承願います。

## ☆許可証の発行及び許可期間

許可証は、年度ごとに更新する必要があります。令和3年度分の許可期間は、申請後の発行日から令和4年3月31日までとなります。

### お問い合わせ先

搬入許可申請の手続き関係  
 山口市環境部 環境施設課  
 電話 083-941-2188  
 FAX 083-927-1530

ごみの分別・出し方について  
 山口市環境部 資源循環推進課  
 電話 083-941-2185  
 FAX 083-927-8641